

令和2・3年度

建設工事

入札参加資格審査申請(定期申請)のしおり

玉 村 町

目 次

はじめに	1
I 令和2・3年度 建設工事競争入札参加資格審査申請について	
1 申請することができる者	2
2 注意事項	2
3 定期申請後の再申請等における留意事項	3
4 申請の流れ	4
5 添付書類及び提出方法	5
II 入札参加資格審査申請事項の変更について	
1 変更手続きの方法	7
2 変更事項に係る提出書類	8
3 提出方法等	9
III お問い合わせ	9

はじめに

玉村町が発注する建設工事の入札に参加する者は、入札参加の資格審査を受け、資格を有すると認定された者でなければなりません。

申請方法は、インターネットを利用した「ぐんま電子入札共同システム」からの電子申請となります。

◎「ぐんま電子入札共同システム」とは・・・

群馬県と県内12市12町3村1団体が、入札の透明性・客観性・競争性を向上し、併せて入札参加資格審査申請の利便性向上を図るために、「群馬県CALS/EC市町村推進協議会」を設置し共同開発・共同運用しているシステムです。

この協議会に参加している団体への申請については、一度の申請で複数の団体に申請できます。

なお、システムを共同利用できる団体は下記のとおりです。

群馬県CALS/EC市町村推進協議会参加団体				
群馬県	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市
太田市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市
富岡市	安中市	みどり市	榛東村	吉岡町
下仁田町	甘楽町	中之条町	嬭恋村	高山村
東吾妻町	みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町
千代田町	大泉町	邑楽町	群馬東部水道企業団 ¹	

申請に係る個別添付書類については、各団体により取り扱いが異なりますので、必ず申請を希望する団体に確認してください。

¹ 群馬東部水道企業団は、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の3市5町の水道事業を統合して実施する一部事務組合です。

I 令和2・3年度 建設工事競争入札参加資格審査申請について

令和2・3年度の玉村町が発注する建設工事に関する一般競争入札及び指名競争入札への入札参加資格の認定を希望する者は、次頁からの手続きに従って申請を行ってください。

1 申請することができる者

次の4点を満たしていることが必要です。

- (1) 建設業法第3条1項の規定により建設業の許可を受けていること
 - (2) 令和2年1月1日時点で有効かつ、申請受理日時点で有効な建設業法第27条の29第1項による総合評定値の通知を受けていること。(入札参加資格審査における審査基準日は令和2年1月1日時点とし、有効な通知が複数ある場合は最新のもので審査を行います。)
 - (3) 本申請で求める納付すべき税を完納していること。
 - (4) 令和2年1月1日時点で社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入していること。(当該保険に加入義務のない者を除く。)
- ◎ 今回の申請で認定された場合であっても、資格の有効期間中において(1)(2)のいずれかの要件を満たさなくなった時点で、入札に参加することはできなくなります。

2 注意事項

- (1) 今回の入札参加資格審査の基準日は、令和2年1月1日です。
- (2) 申請については、本しおり及び「建設工事入札参加資格審査申請入力の手引き」を熟読の上、申請書類の漏れや入力誤り等のないよう、十分に注意してください。
「建設工事入札参加資格審査申請入力の手引き」については、下記からダウンロードできます。
(ぐんま電子入札共同システムポータルサイト <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)
- (3) 申請及び添付書類等に虚偽の事項を記載し入札参加資格の認定を受けた者は、その資格を取り消します。
- (4) 法人が申請する場合の注意事項
申請者が法人の場合には、
 - 営業所等のある法人の場合
申請の単位は法人単位です。受任者(営業所・支社等)単位での申請は受け付けません。
 - 契約等の権限を営業所等の代理人に委任するとき
入札、契約について、営業所・支社等に委任することができますが、委任できるのは、建設業法上、営業所登録されている営業所のみです。競争入札参加資格申請受付システム内の「営業所情報登録」において、委任先となる営業所、支社等を登録した上で「申請先自治体別営業所選択」において、委任先の状況を登録してください。
なお、委任する場合は入札参加を希望する団体へ別途委任通知書を送付してください。
- (5) 例外(合併、事業譲渡など)を除き、入札参加資格者名簿の有効期間中は、入札参加資格審査を一度受けた業種について、原則として、新たな経営事項審査結果及び主観数値の取得に伴う

再申請は行えないものとし、**2年間、経審点や格付けの変更は行いません**。このことを踏まえ、定期申請で的確な申請を行ってください。

3 定期申請後の再申請等における留意事項

令和2年4月1日以降の次のような再申請は、不公平とならないよう下記のとおり対応いたします。

(1) 定期申請時に、完成工事高を一式工事や関連の専門工事に合算した業種を、業種追加申請受付期間に追加申請した場合

※ 業種追加は認定しますが、合算先の一式工事、専門工事、及び合算元の専門工事について、定期申請時と業種追加申請時のそれぞれの審査基準日に有効な経営事項審査結果を比較して、低い方の審査結果を採用し、格付けを行います。

(2) 申請により入札参加資格者名簿から自社を全て削除し、資格再取得のために随時新規申請を行った場合

※ 定期申請時と同じ経営事項審査結果を採用して格付けを行います。同時に業種追加しようとした場合は、当該業種を不認定とします。業種を追加される場合、正規の申請受付期間に申請してください。

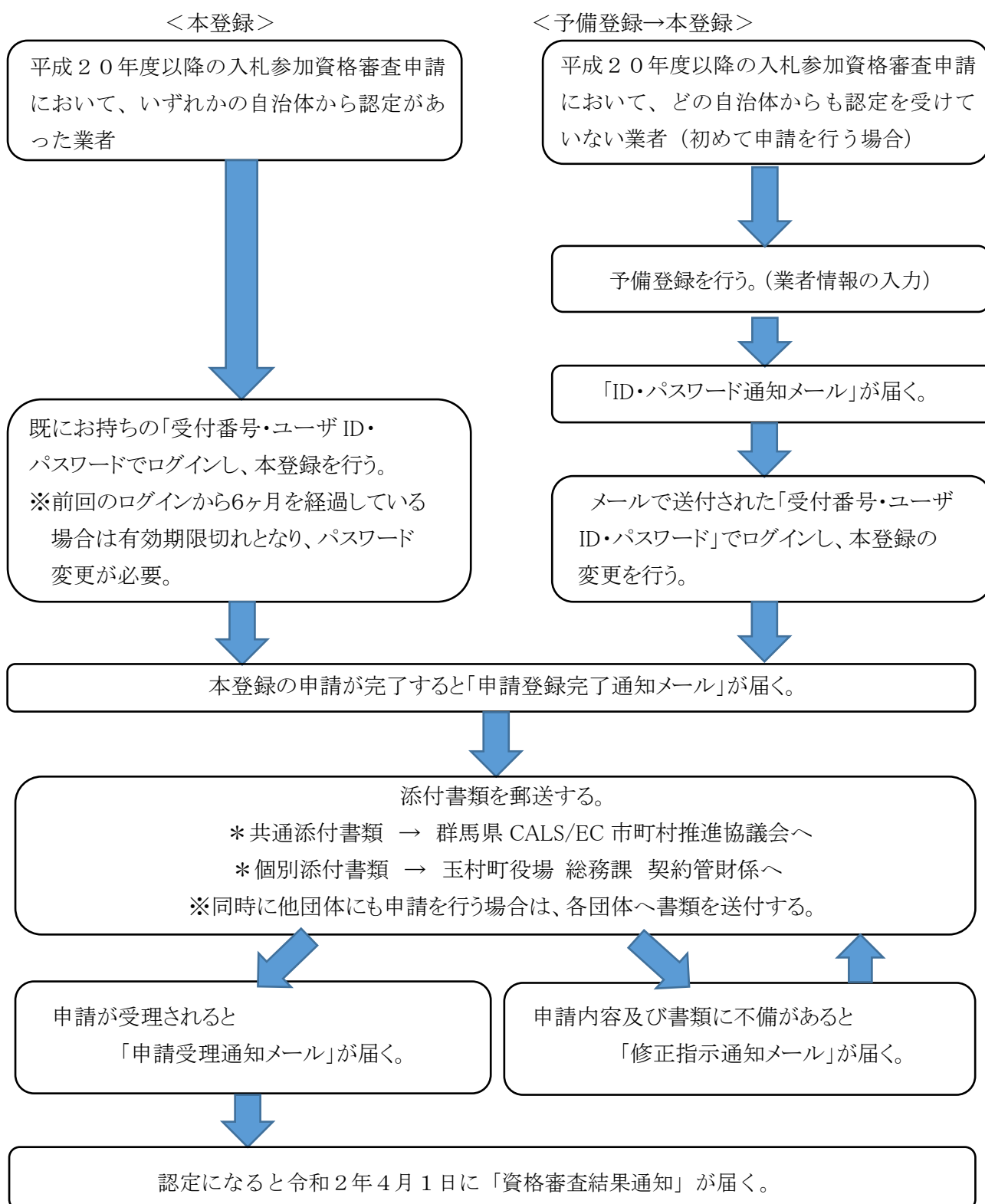
(3) 定期申請時に認定を受けた業種の一部を入札参加資格者名簿から一旦削除し、正規の申請受付期間に改めて業種追加申請した場合

※ 業種追加は認定しますが、定期申請時と同じ経営事項審査結果等を採用して格付けを行います。

(4) その他

上記の場合以外でも、不公平が生じる申請が行われた場合には、格付けが上がる対応は行いません。

4 申請の流れ



5 添付書類及び提出方法

添付書類には、共通添付書類と個別添付書類の2種類があり、提出先も異なります。それぞれ下記の通り郵送してください。

5-1 共通添付書類

共通添付書類とは、各団体が共通で必要としている書類です。
複数の団体に申請する場合でも、各書類の提出は1部で結構です。

①提出時期 本登録申請入力後に提出してください。

②提出期限 **令和2年1月28日(火)必着**

③提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県県土整備部建設企画課内群馬県 CALS/EC 市町村推進協議会 あて

④提出書類及び提出方法

以下のページにアクセスして内容をご確認ください。

◇ぐんま電子入札共同システムポータルサイト

<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

5-2 個別添付書類

個別添付書類とは、玉村町が独自に必要な書類で、**契約等の権限を代理人に委任する場合のみ必要**です。

①提出時期 本登録申請入力後に提出してください。

②提出期限 **令和2年1月28日(火)必着**

③提出先

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201
玉村町役場 総務課 契約管財係 あて

※ システムより出力される**個別添付書類送付票(玉村町用)の次に委任状を重ね、左上1ヶ所をホチキス等で留めてください。**

※ **郵送又は持参にて提出**してください。

※ また、**郵送の場合には、送付票の「【2】提出先」の箇所を切り取り、封筒に貼り付け、郵便書留で送付**してください。

個別添付書類(玉村町)	
個別添付書類 送付票	<p>「契約等の権限を代理人に委任する場合のみ」必要となります。</p> <p>※ 様式は、インターネットによる申請完了時に印刷できます。</p>
委任状(原本)	<p>「契約等の権限を代理人に委任する場合のみ」必要となります。</p> <p>※1 委任期間は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとしてください。</p> <p>※2 玉村町との契約等の権限を、代表取締役等の代表者から支店長や営業所長等へ委任する場合に提出してください(権限を受任できる者は1名です)。</p> <p>※3 様式は、玉村町ホームページに掲載しているものを参考にしてください。</p>

II 入札参加資格審査申請事項の変更について

入札参加資格審査申請を行った後、申請内容に変更が生じた場合は、「ぐんま電子入札共同システム」にて登録内容の変更を行ってください。変更した事項の内容により、書類を提出する必要性が生じる場合があります。その場合は、下の指示に従って、システムによる変更終了後、速やかに必要書類を提出してください。

1 変更手続きの方法

インターネットを利用し、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトにアクセスし、「競争入札参加資格申請受付システム」から資格申請データの修正を行います。

○変更の受付開始

変更の受付は**令和2年4月1日から開始**します。

○システムによる変更登録

インターネットから、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトにアクセスし、競争入札参加資格申請受付システムから資格申請データの修正を行います。

なお、ポータルサイトには、登録内容の変更に関する詳細な情報が今後掲載されますので、ご確認ください。

～変更受付の特例～

「平成30・31年度入札参加資格」の認定を受けている業者の方は、「平成30・31年度入札参加資格」の登録内容の変更手続を行うことにより、「令和2・3年度入札参加資格」の申請内容に、変更した内容が反映されます。

ただし、反映される内容は以下の項目のみとなりますので、以下の項目以外を変更する場合は、令和2年4月1日以降に改めて変更手続を行う必要があります。

また、変更した内容が反映されるのは、「令和2・3年度入札参加資格」申請後、協議会から「申請完了通知・共通（個別）添付書類送付依頼」メールが送信された後の変更手続からとなります。

◇反映される項目

- 申請情報(本社・代表者情報)
- 申請情報(担当者情報・その他)
- 申請情報(行政書士情報)

※ 詳細は、以下のURLを参照してください。

https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/henkou_tokurei.html

2 変更事項に係る提出書類

変更した事項の内容により書類の提出が必要となる場合は次のとおりです。

下記以外の変更事項については、書類の提出は不要です。

(1)本店所在地を変更した場合、代表者を変更した場合又は商号名称が変更になった場合

○共通添付書類:登記事項証明書・玉村町税の納税証明書(該当がある場合 ※1)

○個別添付書類:委任状(該当がある場合 ※2)

※1 納税証明書(完納証明書)を提出する必要があるのは、本店所在地が玉村町以外の市区町村から玉村町に移転した場合となります。

例1:本店が東京都〇〇区から群馬県玉村町に移転した場合

⇒玉村町の納税証明書が必要

例2:本店が東京都〇〇区から埼玉県××市に移転した場合

⇒玉村町の納税証明書は不要

※2 既に契約等の権限を代理人に委任している場合に必要となります。

(2)委任する営業所の代表者を変更した場合又は名称が変更になった場合

○共通添付書類:…不要

○個別添付書類:委任状

(3)委任する営業所の所在地を変更した場合又は委任する営業所を追加する場合

○共通添付書類:玉村町税の納税証明書(該当がある場合 ※3)

○個別添付書類:委任状

※3 納税証明書(完納証明書)を提出する必要があるのは、委任先営業所の所在地が玉村町以外の市区町村から玉村町になった場合(例1)と、新たに追加する委任先営業所が玉村町に所在するとき(例2)となります。

例1:本店が東京都〇〇区で委任先営業所を埼玉県××市から群馬県玉村町の営業所に変更した場合

⇒玉村町税の納税証明書が必要

例2:本店が東京都〇〇区で新たに群馬県玉村町の営業所を委任先営業所とした場合

⇒玉村町税の納税証明書が必要

(4)営業品目を追加する場合 (※4)

○共通添付書類:営業に必要な証明書等(写)(該当がある場合 ※5)

○個別添付書類:…不要

※4 営業品目の追加は、受付期間を限定しております。追加できる期間については、別途「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」でご案内いたします。

※5 追加する営業品目について、その営業を行ううえで必要な許可等を取得している場合は、各登録官署が発行する証明書等の写しを添付してください。

3 提出方法等

共通添付書類、個別添付書類ともに、P5の『5 添付書類及び提出方法』と同様にしてください。

III お問い合わせ

入札参加資格審査申請及び入札参加資格審査申請事項の変更に関するお問い合わせは、次の表のとおり、問合せ内容に応じた問合せ先にご連絡ください。

問合せ内容	問合せ先
電子申請の方法(システムの利用方法)に関する お問合せ	問合せ先 ヘルプデスク 電話番号 0120-511-306(フリーダイヤル) 受付時間 9:00~12:00及び13:00~17:00 (土、日、祝日、12月28日から1月5日を除く。)
共通添付書類に関する お問合せ	詳細は、以下のURLを参照してください。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html
玉村町への申請に係る 個別添付書類に関する お問合せ	玉村町役場 総務課 契約管財係(役場3階) 電話番号 0270-64-7751 受付時間 8:30~17:15 (土、日、祝日、12月28日から1月5日を除く。)